

## 第1 目的

この事業は、八王子市役所内の業務を分担し障害者に担ってもらいながら、障害者の一般就労機会の確保、就労意欲の喚起、職域の開拓、障害の特性と業務のマッチング事例の検討、市役所職員の障害者就労への理解促進等を図り、もって障害者の自立と社会参加の一層の促進に資することを目的とする。

## 第2 実施主体

この事業の実施主体は八王子市とする。ただし、この事業を適切に運営することができると思われる社会福祉法人、特定非営利活動法人等（以下「運営主体」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

## 第3 作業従事者

この事業における作業従事者は、一般就労を希望する在宅の障害者及び障害者総合支援法に基づいた日中活動系施設等にて福祉的就労に就いている障害者とする。

## 第4 運営主体の業務内容

この事業の運営主体は、障害者及びその家族などの申し込みに基づいて、当該障害者をこの事業における作業従事者として登録させ、一定の訓練手当を支払い以下の支援を行う。

### 1 業務内容の選定

運営主体は、障害者の障害特性等に適した職域の検討を行う。業務内容の選定にあたっては、実施主体と十分な調整を行い、決定する。

### 2 業務遂行体制の整備

運営主体は、障害者が定められた時間内に業務を円滑に終了できるよう、障害特性等に十分配慮し、選定した業務の再構成及び指示・指導体制の整備を行う。

### 3 作業員の派遣

運営主体は、障害者を作業員として派遣し、再構成された業務を遂行する。また、必要に応じて障害者の特性等に精通した作業指導員を作業のサポート役として派遣する。作業指導員は、障害者個々の特性等に十分配慮した指導を行い、円滑な業務遂行を図るとともに自らも業務を行う。

### 4 報告

運営主体は、日々の業務遂行状況について、実施主体に対し報告を行う。

### 5 その他

事業の実施にあたり、運営主体は、障害者の適応状況を把握するとともに、業務の量・質・指導体制・職場環境などの雇用管理体制と障害特性等とのマッチングを検証し、検証の結果は適宜実施主体へ報告する。

## 第5 事業実施上の留意事項

運営主体は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

## 第6 実施主体の役割

1 実施主体は、事業実施主体としての責務を踏まえ、運営主体と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

2 実施主体は、この事業が効果的かつ円滑に行われるよう、八王子市役所内各課との調整を図るものとする。

3 実施主体は、運営主体に対し、定期的に事業実施状況等の報告を求めるとともに、必要に応じて事業実施状況について調査を行うものとする。

また、調査の結果、事業が適切に運営されていないことが認められる場合には、事業の委託を取り消すものとする。

## 第7 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。